

船舶修繕能力の強化に向けた柔軟な支援を求める意見書（案）

令和 8 年 7 月に閣議決定された日本成長戦略においては、戦略 17 分野について官民投資ロードマップが決定されるとともに、地域未来戦略の中核として、地域ブロック別の「戦略産業クラスター計画」が位置付けられている。

今後、これらの計画に基づき、官民投資や技術開発を促進し、地域の強みを生かした産業集積を形成していくことは、我が国の国際競争力の強化及び地域経済の持続的な発展を図る上で極めて重要である。

一方、戦略 17 分野に関連する産業のサプライチェーンや企業活動は、必ずしも地域ブロック内で完結するものではない。特に船舶修繕は、戦略 17 分野の一つである造船の重要事項として日本成長戦略に位置づけられており、就航船舶の安全性及び安定的な運航を確保し、我が国の海上輸送を支える上で欠くことのできない機能であることから、その基盤を国内に安定的に確保することが重要である。

また、今後、船舶需要の拡大や次世代船舶の普及等に伴い、船舶検査、保守、改修等を含む船舶修繕の需要増大と修繕内容の高度化が見込まれる。このため、船舶修繕に必要なドック、岸壁、クレーン、修繕設備及び安全設備等の新設、増設、更新及び高度化による修繕能力の向上に加え、A I ・ロボット等の活用による自動化・省人化を計画的に促進し、我が国全体として十分な船舶修繕能力を確保していく必要がある。

船舶修繕の拠点は、地域の雇用や関連産業を支えるだけでなく、船舶の安全運航、海上物流の安定、さらには経済安全保障の観点からも重要な産業基盤である。こうした機能は、戦略産業クラスターとして位置付けられた地域の内外を問わず、我が国全体の海事産業を支えるものである。このため、既存の船舶修繕拠点が有する機能や役割を適切に評価し、地域指定の有無によって必要な設備投資等の機会が損なわれることのないよう、支援制度及び予算措置を充実させる必要がある。

よって、国においては、我が国の船舶修繕能力の維持・強化及び地域経済の持続的な発展を図るため、次の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 戦略産業クラスター計画の実施に当たっては、地域ブロック単位の重点産業を基本としつつ、企業間取引、サプライチェーン、技術連携、人材及び研究開発等の実態を踏まえ、地域ブロックを越えた取組についても柔軟かつ機動的に支援するとともに、各戦略分野の産業構造の実情に応じた支援を行うこと。

- 2 官民投資ロードマップに位置付けられた船舶修繕機能の強化を着実に推進するため、船舶修繕に必要なドック、岸壁、クレーン、修繕設備及び安全設備等の新設、増設、更新及び高度化による修繕能力の向上に加え、A I・ロボット等の活用による自動化・省人化に対し、令和9年度予算をはじめ十分な予算を確保すること。
- 3 戦略産業クラスターとして重点化された地域以外においても、我が国の船舶修繕能力及び海上物流を支える重要な機能を有する船舶修繕拠点については、その地域的・産業的役割を適切に評価し、地域指定の有無にかかわらず、事業者の具体的な設備投資計画に応じて、必要な支援を機動的かつ継続的に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月29日

様

和歌山県議会議長 堀 龍雄  
(提出者)  
岩田 弘彦  
長坂 隆司  
岩井 弘次  
中西 徹

(意見書提出先)

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
地域未来戦略担当大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
内閣官房長官  
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）